

## 職種「福祉」職務名「保育教諭」に係る 任用制度、給与制度等について(案)

### I 趣旨

平成 27 年 4 月に改正された就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「認定こども園法」という。)では、幼保連携型認定こども園(以下「幼保こども園」という。)に園長及び保育教諭を置くこととされた。

特別区における幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくために、幼保こども園において園児の教育及び保育に従事する職員(以下「こども園職員」という。)の任用制度、給与制度等について、以下のとおり定める。

### II 任用制度

#### 1 職名等

##### (1) 職種・職務名

職種表における職種「福祉」に職務名「保育教諭」を新設し、主な職務内容を下表のとおりとする。

区分	職種	職務名	主な職務内容の表示
福祉系	福祉	福祉	(略)
		保育士	(略)
		保育教諭	幼保連携型認定こども園における保育教諭等の職務
		児童指導	(略)

##### (2) 職層体系

職務分類基準(Ⅰ)を適用し、各職務の級におけるこども園職員の職の位置付け等については別表 1 のとおりとする。

## 2 採用

### (1) 採用資格基準

職種「福祉」の採用資格基準における経歴・資格・免許を下表のとおりとする。

採用区分	経歴・資格・免許	
	現行	改正後
I類	社会福祉士若しくは児童指導員の資格を有する者又は保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者	社会福祉士若しくは児童指導員の資格を有する者、保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者又は <u>幼稚園教諭普通免許状を有し、かつ、保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者</u>
II類	児童指導員の資格を有する者又は保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者	児童指導員の資格を有する者、保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者又は <u>幼稚園教諭普通免許状を有し、かつ、保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者</u>

※ 経験者採用制度及び児童相談所等での経験を求める採用制度における受験資格のうち、資格・免許に係る内容は、I類の内容と同様とする。なお、民間企業等における業務従事歴の対象とする業務の内容については、特別区人事委員会が定める。

### (2) 条件付採用の期間の延長に関する基準

教育公務員特例法附則第5条第3項を踏まえ、当分の間、職種「福祉」における他の職務名と同様とする。

### (3) 臨時的任用に関する基準

職種「福祉」における他の職務名に適用される基準に加え、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律に基づき実施することとする。同法に基づく臨時的任用の詳細については、「IV その他制度」のとおりとする。

## 3 昇任

職種「福祉」における他の職務名と同様とする。

## 4 転職

職種「福祉」における他の職務名と同様とする。

## 5 退職

職種「福祉」における他の職務名と同様とする。

## 6 人事交流

職種「福祉」における他の職務名と同様とする。

## 7 再任用

職種「福祉」における他の職務名と同様とする。

## 8 教育公務員特例法第 11 条に基づく採用及び昇任

教育公務員特例法における、園長の採用並びに保育教諭等（副園長、主幹保育教諭、主任保育教諭、保育教諭及び講師をいう。）の採用及び昇任を行う場合は、職種「福祉」における他の職務名に適用される基準に基づく試験又は選考に加えて、同法第 11 条に基づく各区長による選考を行うこととする。

# III 給与制度

## 1 給料表

行政職給料表（一）とする。

## 2 諸手当

職種「福祉」における他の職務名に支給される諸手当のほか、保育及び教育をつかさどる職として位置付けられることから、保育士の給与処遇に加え一定の措置を講じる必要があるため、義務教育等教員特別手当を支給する。義務教育等教員特別手当の支給額については別表 2 のとおりとする。

## 3 勤務 1 時間当たりの給与額

義務教育等教員特別手当を算定基礎に加えて算出する。

## 4 その他の給与制度

職種「福祉」における他の職務名と同様とする。ただし、大学院修学休業及び結核休職に係る給与上の取扱いについては、幼稚園教育職員と同様とする。

# IV その他制度

## 1 幼保こども園に講師として勤務する会計年度任用職員

### (1) 任用制度

幼保こども園に講師として勤務する会計年度任用職員以外の会計年度任用職員と同様とする。

## (2) 給与制度

### ア 給料表

職務名「保育教諭」における常勤職員と同様とする。

### イ 義務教育等教員特別手当（フルタイム会計年度任用職員に限る。）

職務名「保育教諭」における常勤職員と同様とする。

### ウ 勤務1時間当たりの給与額（フルタイム会計年度任用職員に限る。）

職務名「保育教諭」における常勤職員と同様とする。

### エ その他の給与制度

幼保こども園に講師として勤務する会計年度任用職員以外の会計年度任用職員と同様とする。ただし、結核休職に係る給与上の取扱いについては、職務名「保育教諭」における常勤職員と同様とする。

## 2 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律に基づく臨時的任用

### (1) 任用することができる場合

幼保こども園に勤務する女子教職員が妊娠出産休暇を取得する場合

### (2) 任期

幼保こども園に勤務する女子教職員が妊娠出産休暇を取得する期間

### (3) 給与

任期の定めのない職員と同様とする。ただし、昇格・昇給は実施しない。

## V その他

本改正に伴い、関連する諸制度に影響がある場合、所要の見直しを行う。

## VI 適用時期

令和7年度からとする。

職務の級 〔職務分類基準(Ⅰ)〕	こども園職員の職	認定こども園法上の 位置付け	職の位置付け
5 級職	園長	園長	○ 園務をつかさどり、所属職員を監督する職
4 級職	副園長	教頭の職務を あわせもつ副園長	○ 園長を助け、命を受けて園務をつかさどり、並びに必要なに応じ 園児の教育及び保育をつかさどる職 ○ 園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う職
3 級職	主幹保育教諭	主幹保育教諭	○ 園長（副園長含む）を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる職
2 級職	主任保育教諭	指導保育教諭	○ 園児の教育及び保育をつかさどり、並びに保育教諭その他の職員に対して、教育及び保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う職
1 級職	保育教諭	保育教諭	○ 園児の教育及び保育をつかさどる職

義務教育等教員特別手当支給額一覧

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		円	円	円	円	円	円
定年前再任用短 時間勤務職員以 外の職員	1	1,120	1,440	1,730	1,890	2,050	2,530
	2	1,130	1,450	1,750	1,910	2,070	2,570
	3	1,140	1,460	1,770	1,930	2,090	2,610
	4	1,150	1,470	1,790	1,950	2,110	2,650
	5	1,160	1,480	1,810	1,970	2,130	2,690
	6	1,170	1,490	1,830	1,990	2,150	2,730
	7	1,180	1,500	1,850	2,010	2,170	2,770
	8	1,190	1,510	1,870	2,030	2,190	2,810
	9	1,200	1,520	1,890	2,050	2,210	2,850
	10	1,210	1,530	1,910	2,070	2,230	2,890
	11	1,220	1,540	1,930	2,090	2,250	2,930
	12	1,230	1,550	1,950	2,110	2,270	2,970
	13	1,240	1,560	1,970	2,130	2,290	3,010
	14	1,250	1,570	1,990	2,150	2,310	3,050
	15	1,260	1,580	2,010	2,170	2,330	3,090
	16	1,270	1,590	2,030	2,190	2,350	3,130
	17	1,280	1,600	2,050	2,210	2,370	3,170
	18	1,290	1,610	2,070	2,230	2,390	3,210
	19	1,300	1,620	2,090	2,250	2,410	3,250
	20	1,310	1,630	2,110	2,270	2,430	3,290
	21	1,320	1,640	2,130	2,290	2,450	3,330
	22	1,330	1,650	2,150	2,310	2,470	3,370
	23	1,340	1,660	2,170	2,330	2,490	3,410
	24	1,350	1,670	2,190	2,350	2,510	3,450
	25	1,360	1,680	2,210	2,370	2,530	3,490
	26	1,370	1,690	2,230	2,390	2,550	3,530
	27	1,380	1,700	2,250	2,410	2,570	3,570
	28	1,390	1,710	2,270	2,430	2,590	3,610
	29	1,400	1,720	2,290	2,450	2,610	3,650
	30	1,410	1,730	2,310	2,470	2,630	3,690
	31	1,420	1,740	2,330	2,490	2,650	3,730
	32	1,430	1,750	2,350	2,510	2,670	3,770
	33	1,440	1,760	2,370	2,530	2,690	3,810
	34	1,450	1,770	2,390	2,550	2,710	3,850
	35	1,460	1,780	2,410	2,570	2,730	3,890
	36	1,470	1,790	2,430	2,590	2,750	3,930
	37	1,480	1,800	2,450	2,610	2,770	3,970
	38	1,490	1,810	2,470	2,630	2,790	4,010
	39	1,500	1,820	2,490	2,650	2,810	4,050
	40	1,510	1,830	2,510	2,670	2,830	4,100
	41	1,520	1,840	2,530	2,690	2,850	4,120
	42	1,530	1,850	2,550	2,710	2,870	4,140
	43	1,540	1,860	2,570	2,730	2,890	4,150
	44	1,550	1,870	2,590	2,750	2,910	4,160
	45	1,560	1,880	2,610	2,770	2,930	4,170
	46	1,570	1,890	2,630	2,790	2,950	4,180
	47	1,580	1,900	2,650	2,810	2,970	4,190
	48	1,590	1,910	2,670	2,830	2,990	4,200
	49	1,600	1,920	2,690	2,850	3,030	4,210
	50	1,610	1,930	2,710	2,870	3,070	4,220
	51	1,620	1,940	2,730	2,890	3,110	4,230
	52	1,630	1,950	2,750	2,910	3,150	4,240
	53	1,640	1,960	2,770	2,930	3,190	4,250
	54	1,650	1,970	2,790	2,950	3,220	4,260
	55	1,660	1,980	2,810	2,970	3,240	4,270
	56	1,670	1,990	2,830	2,990	3,260	4,280
	57	1,680	2,000	2,850	3,010	3,300	4,290
	58	1,690	2,010	2,870	3,030	3,340	4,300
	59	1,700	2,020	2,890	3,050	3,370	4,310
	60	1,710	2,030	2,910	3,070	3,380	4,320
	61	1,720	2,050	2,930	3,090	3,400	4,330
	62	1,730	2,070	2,950	3,110	3,420	4,340
	63	1,740	2,090	2,970	3,130	3,440	4,350
	64	1,750	2,110	2,990	3,150	3,460	4,360
	65	1,760	2,120	3,010	3,190	3,480	4,370
	66	1,770	2,130	3,030	3,220	3,500	4,380
	67	1,780	2,140	3,050	3,240	3,520	4,390
	68	1,790	2,150	3,070	3,260	3,540	4,400
	69	1,800	2,170	3,090	3,270	3,560	4,410
	70	1,810	2,190	3,110	3,280	3,580	4,420
	71	1,820	2,210	3,130	3,300	3,600	4,430
	72	1,830	2,230	3,150	3,310	3,620	4,440

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		円	円	円	円	円	円
定年前再任用短 時間勤務職員以 外の職員	73	1,840	2,250	3,170	3,320	3,640	4,450
	74	1,850	2,270	3,190	3,340	3,660	4,460
	75	1,860	2,290	3,210	3,350	3,680	4,470
	76	1,870	2,310	3,220	3,360	3,700	4,480
	77	1,880	2,330	3,230	3,370	3,720	4,490
	78	1,890	2,350	3,240	3,370	3,740	4,500
	79	1,900	2,370	3,250	3,380	3,760	4,510
	80	1,910	2,390	3,260	3,380	3,780	4,520
	81	1,920	2,410	3,270	3,390	3,800	4,530
	82	1,930	2,430	3,280	3,390	3,820	4,540
	83	1,940	2,450	3,290	3,400	3,840	4,550
	84	1,950	2,470	3,300	3,410	3,860	4,560
	85	1,960	2,490	3,310	3,410	3,880	4,570
	86	1,970	2,510	3,320	3,420	3,900	4,580
	87	1,980	2,530	3,330	3,430	3,920	4,590
	88	1,990	2,550	3,340	3,430	3,940	4,600
	89	2,000	2,570	3,350	3,440	3,950	4,610
	90	2,010	2,590	3,360	3,450	3,960	
	91	2,020	2,610	3,370	3,450	3,970	
	92	2,030	2,630	3,380	3,460	3,980	
	93	2,040	2,650	3,390	3,470	3,990	
	94	2,050	2,670	3,400	3,480	4,000	
	95	2,060	2,690	3,410	3,490	4,010	
	96	2,070	2,710	3,420	3,500	4,020	
	97	2,080	2,730	3,430	3,510	4,030	
	98	2,090	2,750	3,440	3,520	4,040	
	99	2,100	2,770	3,450	3,530	4,050	
	100	2,110	2,790	3,460	3,540	4,060	
	101	2,120	2,810	3,470	3,550	4,070	
	102	2,130	2,830	3,480	3,560	4,080	
	103	2,140	2,850	3,490	3,570	4,090	
	104	2,150	2,870	3,500	3,580	4,100	
	105	2,160	2,890	3,510	3,590	4,110	
	106	2,170	2,910	3,520	3,600	4,120	
	107	2,180	2,930	3,530	3,610	4,130	
	108	2,190	2,950	3,540	3,620	4,140	
	109	2,200	2,970	3,550	3,630	4,150	
	110	2,210	2,990	3,560	3,640		
	111	2,220	3,010	3,570	3,650		
	112	2,230	3,030	3,580	3,660		
	113	2,240	3,050	3,590	3,670		
	114	2,250	3,070	3,600	3,680		
	115	2,260	3,090	3,610	3,690		
	116	2,270	3,110	3,620	3,700		
	117	2,280	3,130	3,630	3,720		
	118	2,290	3,150	3,640	3,740		
	119	2,300	3,170	3,650	3,760		
	120	2,310	3,190	3,660	3,780		
	121	2,320	3,210	3,670	3,790		
122	2,330		3,680	3,800			
123	2,340		3,690	3,810			
124	2,350		3,700	3,820			
125	2,360		3,710	3,830			
126	2,370		3,720	3,840			
127	2,380		3,730	3,850			
128	2,390		3,740	3,860			
129	2,400		3,750	3,880			
130	2,410		3,760				
131	2,420		3,770				
132	2,430		3,780				
133	2,440		3,790				
134	2,450						
135	2,460						
136	2,470						
137	2,480						
138	2,490						
139	2,500						
140	2,510						
141	2,520						
142	2,530						
143	2,540						
144	2,550						
145	2,560						
146	2,570						
147	2,580						
148	2,590						
149	2,600						
定年前再任用短 時間勤務職員		1,690	1,920	2,140	2,360	2,580	2,800

## 職種「衛生監視」における受験資格の改正について（案）

### 1 趣旨

人材確保が課題となっている中、有為な人材を安定的に確保し、組織の維持を図るため、他団体の状況等を踏まえ、職種「衛生監視」における受験資格を改正する。

### 2 内容

職種「衛生監視」の I 類採用試験受験資格における年齢要件の上限部分について、現行の 30 歳未満から 41 歳未満に改正する。

### 3 適用時期

令和 6 年度からとする。



## 特別区職員経験者採用試験・選考における 受験資格の改正について（案）

### 1 趣旨

経験者採用試験・選考においては受験者数が低迷しており、有為な人材の確保に支障が生じている。

今後、特別区が求める人材の質と量を満たす経験者採用を実施していくため、転職市場、他団体の状況等も踏まえ、経験者採用試験・選考の受験資格について見直しを行う。

### 2 内容

経験者採用試験・選考（児童相談所等での経験を求める試験・選考を含む。）の受験資格における業務従事歴を以下のとおりとする。

- (1) 業務従事歴として通算可能な 1 つの事業に従事した週当たりの時間数

20 時間以上とする。

- (2) 継続勤務条件

職種「事務」において、1 つの民間企業等での継続した 4 年以上の経験を求める条件を削除する。なお、詳細は別紙のとおりとする。

### 3 適用時期

令和 6 年度からとする。

職 種		採用 区分	経験及び資格・免許	
			現行	改正後
事務	一般事務	A 〈1級職〉	民間企業等における業務従事歴が、試験受験日の属する年度の末日において、直近10年中4年以上ある者。 業務従事歴は、 <u>1つの民間企業等での継続した4年以上の経験を有すること。</u>	民間企業等における業務従事歴が、試験受験日の属する年度の末日において、直近10年中4年以上ある者。 業務従事歴は、 <u>1年以上の期間について、複数のものを通算できる。</u>
		B 〈主任〉	民間企業等における業務従事歴が、選考受験日の属する年度の末日において、直近14年中8年以上ある者。 業務従事歴は、1年以上の期間について、複数のものを通算できる。 <u>ただし、そのうち1か所について連続4年以上の経験を有すること。</u>	民間企業等における業務従事歴が、選考受験日の属する年度の末日において、直近14年中8年以上ある者。 業務従事歴は、1年以上の期間について、複数のものを通算できる。_____
	ICT	A 〈1級職〉	民間企業等における業務従事歴が、試験受験日の属する年度の末日において、直近10年中4年以上ある者。 業務従事歴は、当該職務名に係のあるものとする。 <u>また、1つの民間企業等での継続した4年以上の経験を有すること。</u>	民間企業等における業務従事歴が、試験受験日の属する年度の末日において、直近10年中4年以上ある者。 業務従事歴は、当該職務名に係のあるものとし、 <u>1年以上の期間について、複数のものを通算できる。</u>
		B 〈主任〉	民間企業等における業務従事歴が、選考受験日の属する年度の末日において、直近14年中8年以上ある者。 業務従事歴は、当該職務名に係のあるものとし、1年以上の期間について、複数のものを通算できる。 <u>ただし、そのうち1か所について連続4年以上の経験を有すること。</u>	民間企業等における業務従事歴が、選考受験日の属する年度の末日において、直近14年中8年以上ある者。 業務従事歴は、当該職務名に係のあるものとし、1年以上の期間について、複数のものを通算できる。_____
		C 〈係長級〉	民間企業等における業務従事歴が、選考受験日の属する年度の末日において、直近18年中12年以上ある者。 業務従事歴は、当該職務名に係のあるものとし、1年以上の期間について、複数のものを通算できる。 <u>ただし、そのうち1か所について連続4年以上の経験を有すること。</u>	民間企業等における業務従事歴が、選考受験日の属する年度の末日において、直近18年中12年以上ある者。 業務従事歴は、当該職務名に係のあるものとし、1年以上の期間について、複数のものを通算できる。_____

※ 下線部は、今回の見直し箇所

## 児童相談所等での経験を求める採用制度の 実施期間の延長について（案）

### 1 趣旨

全国的に児童相談所関係人材の確保が困難となっている中、児童相談所開設予定区及び開設済み区ともに円滑な開設・運営に向けた体制の強化を引き続き図る必要があるため、児童相談所等での経験を求める採用制度の実施期間を延長する。

### 2 内容

児童相談所等での経験を求める採用制度の実施期間を5年間延長する。

### 3 適用時期

令和6年度からとする。

## 国等の職員を対象とする職務分類基準（Ⅰ） 1 級職への 採用選考基準等の新設について（案）

### 1 趣旨

国等からの派遣職員受入れについて、団体間での人材の交流をより活性化する観点から、対象となる人材の幅を広げるため、新たに、国等の職員を対象とする職務分類基準（Ⅰ） 1 級職への採用選考基準等を設定する。

### 2 内容

#### (1) 対象者

団体間における職員の交流を目的として、国等から採用しようとする者のうち、職務分類基準（Ⅰ） 1 級職として任用するものとする。

なお、「国等」とは、国又は独立行政法人都市再生機構をいう。

#### (2) 選考の基準

次のア、イ及びウを満たす者の中から、特別区職員としての適格性及び交流を行う目的との整合性を総合的に判定して合否を決定するものとする。

ア 大学卒業後の国等における事務又は技術の従事歴が 1 年以上の者

イ 特別区の内部職員との間に任用上の不均衡が生じない者

ウ 採用する職の職務の遂行に足る能力を有している者

#### (3) 選考の方法

書類審査及び面接とする。

なお、書類審査で十分能力が実証できる場合は、面接を省略することができるものとする。

#### (4) 給与

任期の定めのない職員と同様とする。ただし、初任給が著しく部内の他の職員との均衡を失すると認める場合には、均衡を考慮の上、号給を決定することができる。

### 3 適用時期

令和6年度からとする。

## 職務分類基準（Ⅰ）4 級職への採用選考基準の 改正について（案）

### 1 趣旨

地方公務員法改正による定年引上げに伴う昇任資格基準の改正を踏まえて、職務分類基準（Ⅰ）4 級職への採用選考基準について、特別区内部職員との均衡を図る観点から、年齢要件の改正を行う。

### 2 内容

4 級職への採用選考基準における年齢要件の上限部分について、以下のとおり、2 年に 1 歳ずつ 5 歳引き上げる。

採用年度	令和 5 年度 (現行)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度 以降
年齢	58 歳未満	59 歳未満		60 歳未満		61 歳未満		62 歳未満		63 歳未満

### 3 適用時期

令和 6 年度からとする。

## 配偶者同行休業に伴う代替職員採用制度の導入について（案）

### I 趣旨

仕事と配偶者等との家庭生活の両立を支援するとともに、有為な職員の継続的な勤務を確保し、公務への円滑な復帰に資する環境整備として、休業を取得する職員と組織の負担を軽減する措置の拡充を図るため、地方公務員法に基づく配偶者同行休業に伴う代替職員採用制度を導入する。

### II 内容

配偶者同行休業に伴う代替職員（任期付採用職員及び臨時的任用職員）の任用制度及び給与制度について、以下のとおり定める。

#### 1 任期付採用

##### (1) 制度の導入

制度を必要とする区が導入できることとする。

##### (2) 採用することができる場合

以下のいずれも満たす場合とする。

- ア 配偶者同行休業の取得又は期間延長の申請があった場合
- イ 職員の配置換えその他の方法では配偶者同行休業を申請した職員の業務処理が困難であると任命権者が認める場合

##### (3) 任期

配偶者同行休業の申請期間を限度として、各区で定める。

##### (4) 採用する職種

各区で定める。ただし、幼稚園教育職員は除く。

##### (5) 採用する職務の級

1 級職とする。ただし、1 級職の採用基準がない職種については、その最下位級とする。

**(6) 採用区分**

採用区分を設けている職種については、Ⅰ類、Ⅱ類及びⅢ類のうち、その最下位区分とする。

**(7) 職務分類基準**

現行の職務分類基準を適用する。

**(8) 採用の方法**

人事委員会からの委任を受けた任命権者の選考による。

**(9) 採用資格基準**

原則として、現行の採用資格基準を適用する。ただし、年齢の上限は適用しない。

**(10) 選考の方法**

筆記試験、書類審査、面接その他任命権者が必要と認める方法とする。ただし、職務分類基準（Ⅱ）の適用職種については、上記の選考方法のうち、筆記試験を除くものとする。

**(11) 昇任・管理職選考・転職・人事交流**

対象としない。

**(12) 給与**

任期の定めのない職員と同様とする。ただし、昇格は実施しない。

**2 臨時的任用**

**(1) 制度の導入**

制度を必要とする区が導入できることとする。

**(2) 任用することができる場合**

任期付採用と同様とする。



**(3) 任期**

配偶者同行休業の申請期間内において、1年を超えない期間とする。

**(4) 給与**

任期の定めのない職員と同様とする。ただし、昇格・昇給は実施しない。

**Ⅲ 適用時期**

令和6年度からとする。